

**令和 7 年度和歌山県沖における洋上風力発電に関する
漁業操業実態調査業務に係る公募型プロポーザル公募要領**

1. 概要

- (1) 委託業務名
令和 7 年度和歌山県沖における洋上風力発電に関する漁業操業実態調査業務
- (2) 業務内容
別紙「仕様書」のとおり
- (3) 見積もり上限額
17,314,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 1,574,000 円）
- (4) 委託期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
※なお、本事業は、和歌山県議会令和 7 年 2 月定例会において、本事業に係る
令和 7 年度予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更する場合
がある。
- (5) 委託契約書
選定した委託事業者に対して別途委託契約書を作成する。

2. 委託事業者選定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式による審査を実施し、提案内容及び事業遂行能力等について審査を行う。なお、評価基準は別紙「令和 7 年度和歌山県沖における洋上風力発電に関する漁業操業実態調査業務 提案書等評価基準」のとおりとする。
- (2) 審査の後、プロポーザル審査会参加事業者（以下、「提案者」という。）ごとに集計を行い、合計点が高い提案を行った提案者から順に順位を付する。なお、同点の提案者が複数ある場合は、審査委員の合議により最高順位の提案者を決定する。
- (3) (2) の結果、最高順位の案を提出した提案者を契約候補者に決定する。ただし、契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の提案者と協議を行うこととする。なお、契約候補者の選定はプロポーザル審査会終了後速やかに行うこととする。
- (4) 上記 (1) から (3) にかかわらず、各審査委員の評価点の合計が満点の 6 割未満となる提案者は選外とする。なお、提案者が一者の場合であっても、各審査委員の評価点の合計が満点の 6 割以上に到達しているときは、当該提案者を契約候補者に決定する。

3. 参加資格

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 国税、県税及び市町村税の滞納がない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

4. 参加資格書類の提出

- (1) 提案者は次に掲げる書類（以下、「参加資格書類」という。）を提出すること。
ただし、⑥⑦⑧については契約候補者として選定された提案者のみ、選定後に速やかに提出すること。
 - ① 提案者の概要書（様式 1）
 - ② 誓約書（様式 2）
 - ③ 役員等に関する調書（様式 3）
 - ④ 法人にあつては、財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近 1 年分）、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し（直近 1 年分）
 - ⑤ 法人にあつては、定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあつては、住民票
 - ⑥ 印鑑登録証明書
 - ⑦ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（発行後 3 か月以内のもの）
 - ⑧ 都道府県税について未納がない旨の証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）
- (2) 参加資格書類の留意事項
 - ① 正本 1 部を下記 9 の提出先に郵送又は持参により提出すること。

- ② 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ③ 県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。
- ④ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者については、その審査結果通知の写しを提出することにより（１）の③～⑧の参加資格書類を当該書類に代えることができる。

（３） 提出期限

令和 7 年 4 月 11 日（金） 17:00 まで

5. 企画提案書類の提出

- （１） 提案者は次に掲げる書類（以下、「企画提案書類」といい、参加資格書類と企画提案書類を総称して「提出書類」という。）を提出すること。

① 企画提案書（様式任意 ※少なくとも次のア～イを明記すること）

ア. 実施体制（業務実施を行う上での人員配置（責任者及び進行管理者を明記）、本委託業務に類する事業の実施実績）

イ. 業務内容（仕様書で示す各業務に対する具体的な実施内容（事業検討エリア素案を作成する上で操業実態の重要度を把握するために聞き取りが必要と考える項目、面接聞き取り結果に基づき作成する事業検討エリア素案のサンプルを含む）、実施スケジュール）

② 見積書（様式任意 ※少なくとも次のア～ウを明記すること）

ア. 仕様書で定められた業務の遂行に係る経費の内訳及び積算根拠

イ. あて先「和歌山県知事 岸本 周平」

ウ. 消費税及び地方消費税を含んだ金額

※見積額が上記 1（３）の見積もり上限額を超えないこと。

※消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

（２） 提出期限

令和 7 年 4 月 11 日（金） 17:00 まで

（３） 提出方法

電子媒体により上記期限内に下記 9 の提出先に提出すること。ファイルサイズが 8 MB を超える場合は受信できないので、大容量ファイル送受信サービスの URL 送付を提出先にメールで依頼すること。なお、期限を過ぎて提出された企画提案書類は一切受け付けない。

6. 質問票の提出

企画提案に関する質問がある場合は、質問票（様式 4）を電子メールにより提出する

こと。提出期限は令和7年3月18日（火）17:00 までとする。回答については、質問者に対し電子メールで令和7年3月25日（火）17:00 までに回答するとともに、必要に応じ、和歌山県成長産業推進課ホームページにおいて公開する。なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる虞があるため受け付けしない。

7. プロポーザル審査会

（1） 審査方法

提出書類及びプレゼンテーション(15 分のプレゼンテーション及び 15 分の質疑応答) により審査を行う。プレゼンテーションは対面により行い、提出書類の内容確認及び説明ヒアリングを実施する。審査は、和歌山県商工労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が行う。

（2） 審査会

開催日 ：令和7年4月16日（水）（予定）

開催場所：和歌山市内

注意事項：

- ① プレゼンテーションの順番は原則として企画提案書類の受付順とする。
- ② プレゼンテーション参加人数は、1 事業者あたり 3 名までとする。なお、漁業者に対する面接聞き取りに従事する予定の担当者を同席させること。
- ③ 提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ④ プレゼンテーションは対面で行い、指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

※詳細は別途通知する。

（3） 審査結果についての通知

採用・不採用にかかわらず、書面等により通知する。

（4） 注意事項

提出書類の提出期限内に提出した資料のみを用いてプレゼンテーションを実施すること。

8. その他特記事項

（1） プロポーザル審査会の参加に要する一切の経費は、提案者の負担とする。

（2） 提案者に次の行為があった場合には、選定対象から除外する。

- ① 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ② 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に応募事案の内容を意図的に開示

すること。

- ④ 提出物に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす虞のある不正行為を行うこと。

9. 各関係書類提出先

和歌山県商工労働部 企業政策局 成長産業推進課 エネルギー転換班（県庁本館2階）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

電話：073-441-2355

E-mail：e0631001@pref.wakayama.lg.jp

10. スケジュール（再掲）

事項	期間・期日等
質問票の提出	令和7年3月18日（火）17:00 まで
質問票への回答	令和7年3月25日（火）17:00 まで
提出書類の提出	令和7年4月11日（金）17:00 まで
プロポーザル審査会	令和7年4月16日（水）（予定）